

令和8年三重県議会定例会
総務地域連携交通常任委員会 提出資料

◎所管事項

1 県における外国籍職員の採用について ······ 1

令和8年1月19日
総務部

1 県における外国籍職員の採用について

1 外国籍職員の採用の経緯と現状

本県では、バリアフリー社会づくりを掲げ、外国人の社会参画の推進に取り組む中で、平成11年度に一部の職種を除いて国籍要件を撤廃（49職種中44職種）し、公権力の行使や公の意思の形成に参画する職務でなければ日本国籍を有しなくても職務に就くことを可能としており、現在、本県を含む12府県が同様の取り扱いをしています。

過去20年においては、医師や看護師などの専門職を中心に計9名の採用実績があり、令和7年4月時点で、医療職1名を任用しています。

なお、地方公務員の国籍要件については、法に明文の規定はありませんが、「公務員に関する当然の法理として、公権力の行使又は国家意思の形成への参画にたずさわる公務員となるためには日本国籍を必要とするものと解すべき」とされています。

2 社会情勢等の変化と外国籍職員の採用の課題

県職員については、職務上、国の情報（政府要人の移動情報等）や多くの県民の個人情報などの重要な情報を取り扱う業務が多い中、国籍要件の撤廃後25年以上が経過し、社会情勢や国際情勢の変化により、県職員として取り扱う情報を取り巻く環境も大きく変化しています。

とりわけ、近年、世界の中では、国内外の自国民に対して法律で自国の情報活動に協力する義務を課すとともに協力者を保護する等を内容とする法律を定める国があらわれてきました。これにより自国でこうした法律を持つ外国籍の方が県職員になった場合、自国の法律と守秘義務を課す日本の法律との間でジレンマに陥るとともに情報漏洩のリスクが懸念されます。

3 みえ県民1万人アンケートにおける設問

こうした状況をふまえ、今後も引き続き県職員として外国籍の方々の採用を続けるべきか、あるいは国や多くの他の35都道府県のように採用しないのかについて、県民の皆さん意識を把握し、検討材料のひとつとするため、「第4回みえ県民1万人アンケート」において、次ページに掲げる問い合わせを設けることとしました。（令和7年12月25日の知事定例記者会見で発表）

4 今後の対応

「みえ県民1万人アンケート」において外国籍職員の採用にかかる問い合わせを設けることを発表して以降、県内外からさまざまなご意見をいただいている。

それらの中には、今回のアンケートの実施がこれまで多文化共生に取り組んできた県の姿勢と矛盾するのではないか、あるいは、設問の内容が不十分であり、県民の皆さんが正しく判断できないのではないかといったご意見があつたことから、県として多文化共生に取り組む姿勢や設問の趣旨をより丁寧にお示しするため、別添の補足資料をアンケートに同封することとします。

県としては、排外主義や排他主義をとるものではなく、今後とも県内において外国人材の確保や多文化共生社会の実現に向けた施策を推進していく立場に何ら変わりはありませんが、今回のアンケートを通じてさまざまなご意見をお聞かせいただいたうえで、県における外国籍職員の採用のあり方について慎重に検討を進めてまいります。

(参考1) 「みえ県民1万人アンケート」の設問および実施スケジュール

令和8年1月26日（月） みえ県民1万人アンケート発送
2月16日（月） アンケート〆切

【県職員採用について】

問16 現在、三重県は平成11年以降、職員採用における国籍要件を撤廃し、公的な権限を持たない業務*であれば外国籍職員を雇用することを可能としており、これまで医師・看護師などの専門職を中心に外国籍職員を採用した実績があります。

その後、世界の中で国によっては、国内外の自国民に対して、法律で自国の情報活動に協力する義務を課す国があらわれるなど、公的な権限を持たない業務においても個人情報などの重要な情報を取り扱う県の業務において、公務員の守秘義務に抵触する事案が発生することが懸念されています。

一方で、現在、人材不足により公務員の人材確保が難しい状況が続いています。

今後、三重県職員の採用において、引き続き、公的な権限を持たない業務であれば外国籍職員の採用を続けるべきだと思いますか。（○は1つだけ）

- 1 続けるべき
- 2 続けるべきでない
- 3 わからない

*公的な権限を持たない業務とは、公権力の行使（許認可、徴税等の業務）や公の意思の形成への参画（管理職としての業務）に関わらない業務のことを言います。

(参考2) これまでに寄せられたご意見（1月14日（水）現在）

総 数 243件
うち賛成 170件
反対 68件
不明 5件

問16 三重県庁の職員採用についての補足資料

(三重県における多文化共生施策の推進について)

三重県における外国人住民数は、66,836人(令和6年12月31日現在)で過去最高を更新し、県の総人口の3.82%を占めています。

近年、深刻な人口減少や少子高齢化を背景に外国人の受け入れは増加しており、製造業、サービス業、建設業、農業、医療・介護などさまざまな分野を担う人材として、また、地域社会を支える一員としてなくてはならない存在になっていますが、一方で、昨今SNS等では事実やデータに基づかない情報により外国人住民を排斥する主義や主張が散見されます。

こうしたなか、今後も、三重県では外国人住民を地域を共につくる当事者として位置づけ、外国人の持つ文化的多様性を地域の活力や成長につなげるとともに、外国人住民への不当な差別や人権侵害のない、誰もが安心して暮らし、活躍することができる社会の実現をめざして、多文化共生に関する施策を一層強力に推進していくこととしています。

(外国籍職員の採用に関する公務の特殊性について)

公務においては公権力の行使や公の意思の形成に参画する機会があるため、国家公務員では日本国籍が必要とされています。

一方、地方公務員においては、公権力の行使や公の意思の形成に参画する職務でなければ日本国籍を有しなくても職務に就くことが可能とされ、本県では平成11年以降、多くの職種で外国籍の方々の採用を可能としており、現在、本県を含む12府県が同様の取り扱いをしています。

こうしたなか近年、世界の中では、国内外の自国民に対して法律で自国の情報活動に協力する義務を課すとともに協力者を保護する等を内容とする法律を定める国があらわれてきました。これにより自国でこうした法律を持つ外国籍の方が県職員となるとすると、自国の法律と守秘義務を課す日本の法律との間で、どちらかの法律は守れなくなり、罰を受けなくてはならないなどジレンマに陥るとともに情報漏洩のリスクが懸念されることとなっています。

こうした状況をふまえ、国の情報(政府要人の移動情報等)や多くの県民の個人情報などの重要な情報を取り扱う県の業務において、今後も引き続き県職員として外国籍の方々の採用を続けるべきか、あるいは国や多くの他の35都道府県のように採用しないのか、今回の設問では県民の皆さんのご意見をお聞きし、今後の検討の材料としていきます。

※ なお、ご意見等ありましたら、アンケート用紙最終ページの自由記載欄等にご記入ください。